

令和5年1月15日

愛媛県医療ソーシャルワーカー協会
会員各位

愛媛県医療ソーシャルワーカー協会
会長 松本 康治
(公印省略)

令和4年度 第1回 臨時総会開催のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は当協会の運営に対して種々ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして下記の議案に対して臨時総会を開催することと致しました。ご多忙中、誠に申し訳ありませんが、万障お繰り合わせの上、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

なお、出席の有無に関わらず、別紙出欠届兼委任状・議決権行使届を1月28日(土)までに、指定先へFAXでお送りいただきますようお願い申し上げます。

議題について、事前にご意見やご質問を受け付けております。ご不明な点等ありましたら、理事もしくは右のQRコードよりご意見やご質問をご入力ください。理事会内で協議の上、臨時総会の際にお伝えいたします。



敬具

記

日 時：令和5年2月5日(日) 14:00~15:00

会 場：オンライン会議室 Zoom ミーティング

※出席者には開催3日前までにZoomの招待メールをお送りします

議 題：議案1 会則第2条 事務所の管轄区域の変更について

議案2 会則第16条 役員の任期の変更について

申し込み方法：出欠届兼委任状・議決権行使書を事務局へFAXする。

そ の 他：本議題は、協会会則第19条の3 2(1)理事の過半数が必要と認められた臨時総会の開催です。また、協会会則第19条の6に基づき、総会の成立には議決権総数の半数以上の出席を要します。臨時総会の議決に必要な定足数を確保するため、欠席される場合は委任状又は議決権行使書を必ずご提出いただきますようお願い致します。

以上

※愛媛県医療ソーシャルワーカー協会のホームページからも閲覧できます。

<https://ehime-msw.com/>



愛媛県医療ソーシャルワーカー協会

臨時総会
議案書

日時：令和5年2月5日（日）14：00～

会場：Zoom ミーティングにてオンライン開催

目次

第1号議案 会則第2条

事務所の管轄区域の変更について

第2号議案 会則第16条

役員任期の変更について

その他

愛媛県医療ソーシャルワーカー協会 会則変更（案）

新	旧
<p>第1条 省略</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 本会は、事務所を<u>愛媛県内に置く。</u></p> <p>第3条～第15条 省略</p> <p>(任期)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、4期（8年）を超えない範囲での重任を認めるとともに、<u>総会において承認された場合には、4期を超えての重任を認める。</u></p> <p>2 <u>前項に定める任期の期間は、役員が選任された総会終了の時から次期の役員が選任される総会終了の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>第16条の2～第25条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1. ～16. 省略</p> <p>17. <u>この会則は、令和5年2月5日（臨時総会日）第2条及び第16条の一部を改正し施行する</u></p>	<p>第1条 省略</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 本会は、事務所を<u>愛媛県中予地区管内</u>に置く。</p> <p>第3条～第15条 省略</p> <p>(任期)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。但し、4期（8年）を超えない範囲での重任を<u>認める。</u></p> <p>新設</p> <p>2 <u>補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>役員は辞任又は任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。</u></p> <p>第16条の2～第25条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1. ～16. 省略</p> <p>新設</p>

臨時総会開催の趣旨

愛媛県医療ソーシャルワーカー協会 理事会

この度、2点の議案について、会則19条3 2（1）（理事の過半数が必要と認め、召集を請求）に基づき、臨時総会を請求いたしました。

1点目は事務所の設置場所です。

現状の会則では「事務所を中予地区管内に置く」とされていますが、研修や会議をオンラインで行うことができるようになり、中予地区以外に事務局をおいても運営上可能な状況となりました。実際に理事会で行ったアンケートでも中予地区以外で事務局を担うことに前向きに返答いただいている病院もあったことから、管轄区域についての変更を提案いたします。

2点目は理事の任期についてです。

平成27年に理事の任期を最長4期8年までと会則変更し、長年にわたり当協会に貢献されてきた理事の方々が退任され、新たな理事を迎えながら協会活動を運営して参りました。新しい理事の確保に努力してきましたが、今期で3名の退任以降、次年度に必要な理事の確保ができず、協会の事業運営が困難な状況となります。将来的にも安定的な協会運営をするため、理事の任期に関する会則の変更を提案いたします。

どちらの議案においても、将来の安定的な協会運営を目指し、理事会で何度も議論を重ねて参りました。臨時総会では、経過をお知らせするとともに、ご意見をいただきたいと思っております。また、議案以外にも各部会の現状や理事会で検討している今後の協会運営についてもご説明いたします。

大変忙しいことと思いますが、臨時総会にご出席のうえご意見賜りますようよろしくお願い致します。

令和5年1月8日